資料４

議事1）
令和8年度の連絡協議会について（案）

第22回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

令和8年1月22日（木）

＜目 次＞

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理
2. 令和8年度の連絡協議会の活動方針(案)について

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題❶：社会一般に対する特車制度等の周知

今年度確認した具体的な課題内容
➢ 社会一般における道路の老朽化問題や特車制度の認知度は向上の兆しを見せているものの、5割～6割程度で推移していることから、更なる認知度向上のために継続的な広報活動の実施が必要である。 ➢ 協会等非加盟の荷主・事業者に限定して啓発を行う手段がないため、社会一般への包括的な啓発活動を強化することで、協会等非加盟者に対する啓発活動を同時並行的に実施する。

対象者	実施内容
社会一般	① ラジオCM（複数局）による広報 ② イラスト動画の展開 ③ 連絡協議会委員主催のイベントへの参画 ④ 連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示及び配布 ⑤ SNS（特車情報X）の活用拡大
運送事業者等	⑥ 連絡協議会委員（関係企業団体）が発行する機関紙等への寄稿 ⑦ クレーンオペレータアンケート調査

※赤字は注力する事項、または検討を進める事項

課題❷：協会等へ非加盟の事業者に対する広報手段

過年度からの課題内容
➢ 協会等非加盟の事業者を限定して啓発活動を行う手段がないため、加盟・非加盟を限定せず、広く啓発活動を継続して実施することが必要である。

対象者	実施内容
運送事業者等	① 整備管理者研修等での情報発信 ② 運送事業適正化機関を通じたチラシ配布 ③ 運送事業者（協会加盟者・非加盟者）の参加が想定される講習会等を通じた説明会の実施、または説明資料等の配布 ④ 連絡協議会委員への広報ツール等提供の検討

※赤字は注力する事項、または検討を進める事項

課題❸：違反車両の交通安全対策

過年度からの課題内容
➢ 大型車両が関係する交通事故は社会的な影響が大きくなりやすいため、交通安全対策の継続が必要である。

対象者	実施内容
運送事業者等	①警察署窓口・取締・違反者講習会・交通安全キャンペーン等でのチラシ配布 ②大型車の車輪脱落事故防止等のチラシ配布 ③合同取締作業部会と連携した広報

課題❹：荷主の法令順守に向けた対策

今年度確認した具体的な課題内容
➢ 発注者からの急な作業指示や荷主都合の積荷・経路に関わる変更指示等を経験しているドライバーが多い状態で推移していることから、荷主に対する啓発活動を継続・拡大する必要がある。

対象者	実施内容
荷主・受注者	① 荷主（協会加盟者・非加盟者）の参加が想定される講習会等を利用した特車制度説明会の実施、説明資料等の配布 ② 荷主の機関誌・HPへのチラシ掲載等による啓発 ③ 工事安全協議会等を通じた受注者へのポスター配布 ④ 工事関連部署等を通じた受注者へのチラシ配布 ⑤ 連絡協議会チラシを通じた荷主への啓発

※赤字は注力する事項、または検討を進める事項

課題❺：特車申請の審査期間短縮

今年度確認した具体的な課題内容
➢ 特殊車両の審査について、今年度も迅速化についての議論が行われ、道路管理者における課題等が確認されたため、引き続き特車通行手続きの統一化・適正化に向けた取組みが必要である。 ➢ 特車確認制度の利用率が低い状態で推移しているため、手続き全体の迅速化を図るためにも、確認制度自体の整備や利用促進を継続的に実施する必要がある。

対象者	実施内容
道路管理者	① 個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換
申請者	② 申請手続きの適正化等（審査の効率化に資する対応等）への意見交換 ③ 行政書士会へのチラシ等配布

2. 令和8年度の連絡協議会の活動方針(案)について

大型車通行適正化に向けた課題を踏まえて、以下の活動方針(案)としたい。

実施主体	活動方針(案)
連絡協議会	➢ **広報活動** ● 社会一般に対する特車制度等の周知活動の実施 (課題❶への対応) ● 協会等へ非加盟の事業者に対する広報活動の実施 (課題❷への対応) ● 違反車両の交通安全対策に向けた啓発活動の実施 (課題❸への対応) ● 荷主の法令順守に向けた啓発活動の実施 (課題❹への対応) ➢ **効果検証** 運送事業者、荷主及び社会一般に向けた広報効果の検証
合同取締作業部会	➢ 連絡協議会の関係機関が連携した合同取締の実施 ➢ 取締活動を通じた交通安全対策等に関する広報活動の実施 (課題❸への対応)
通行許可迅速化 検討部会 (迅速化(トラック)WG)	➢ 特殊車両通行手続きの迅速化に向けた意見交換 ➢ 特殊車両通行確認制度の利用促進に向けた広報活動の実施 (課題❺への対応)